

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案

内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

第1 概要

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第54条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）に基づく主務省令の改正に伴い、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和8年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号）の一部を改正する。

第2 改正事項

（1）特定重要電子計算機の変更の届出に係る提出書類の特例の見直し（第3条第3項）

第3条第3項において、構成設備（経済安全保障推進法第52条第2項第2号ハの主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下同じ。）である特定重要電子計算機の製品名に係る変更の届出書については、経済安全保障推進法第54条第4項の規定による当該構成設備に関する事項の変更の内容の報告を行っている場合（当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名と同一である場合に限る。）には、当該報告をもって、当該届出書の提出に代えることができることとする特例を規定している。

経済安全保障推進法第54条第4項に基づく主務省令の改正により、同項に基づく報告の対象に構成設備の名称等の変更に伴う「構成設備の供給者」の変更が追加されることに伴い、構成設備である特定重要電子計算機の製造者名に係る変更の届出書についても、当該構成設備に関する事項の変更の内容の報告を行っている場合（当該構成設備の供給者の名称又は氏名が当該特定重要電子計算機の製造者名と同一である場合に限る。）には、当該報告をもって、当該届出書の提出に代えることができることとする。

（2）所要の規定の整理

その他、上記に伴う字句の整理を行う。

第3 施行日等

公布日：令和9年1月上旬頃（想定）

施行日：令和9年1月12日（想定）

以上